

2025 年 11 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社オリエンタルコンサルタンツホールディングス
代表者名 代表取締役社長 野 崎 秀 則
(東証スタンダード市場・コード番号 2 4 9 8)
問 合 せ 先 取 締 役 橘 義 規
統 括 本 部 長
TEL 0 3 - 6 3 1 1 - 6 6 4 1

当社株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針） の一部変更及び継続に関するお知らせ

当社は、2008 年 8 月 20 日開催の臨時株主総会による承認を受けて設定された当社現行定款第 16 条の規定に基づき、2022 年 12 月 20 日開催の定時株主総会において、株主の皆様よりご承認を得て、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の実現に反すると判断される当社株式の大量買付行為への対応方針（以下、本議案において「本プラン」といいます。）の継続を決議いたしました。

本プランの有効期間は、2025 年 9 月期に係る定時株主総会の終結の時までであり、本総会の終結の時をもって満了いたします。

当社は、2025 年 11 月 21 日の取締役会において、当社取締役全員の賛成により、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランを下記のとおり継続することを決定いたしました。

つきましては、株主の皆様の意思を適切に反映するため、当社定款第 16 条の規定に基づき、本プランに従って新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を、当社取締役会に委任していただくことを通じて、本プランの継続についてご承認をお願いするものでございます。

なお、本プランの継続にあたり、対応方針を一部変更しています。

記

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として、株主の皆様による当社株式の自由な売買を認める以上、当社の支配権の移転を伴う大量買付行為に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきだと考えております。

しかしながら、我が国の資本市場における株式の大量買付行為の中には、対象となる経営陣の賛同を得ず、一方的に行方を強行する動きが顕在化しております。こうした大量買付の中には、対象会社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、さまざまな企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならないと考えております。従いまして、企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

II 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、上記 I の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。

1. 企業価値の源泉について

当社は純粋持株会社であり、当社グループは建設コンサルタント事業をコアとしております。建設業界におきましては、国土強靱化に関わる防災・減災関連業務や、公共施設の維持管理業務等により需要は拡大しつつあるものの、国・地方自治体の財政は、依然として厳しい状況にあり、建設コンサルタント業界の市場規模は、先行きが不透明なものとなっております。このような中、当社グループは健全な経営を継続し、企業競争力を向上させるために、受注シェアの拡大に向けた営業活動の強化、グループ各社の専門技術の集約による収益性の向上、重点化事業への投資による、新規分野・新市場・新顧客への事業拡大、経営基盤の強

化などに取り組んでまいりました。

当社グループの企業価値の源泉は、公共・公益事業を支える建設コンサルタントとして、約半世紀にわたり培ってきた経験と技術力にあります。具体的には、道路・河川・交通及び景観など、国内外の公共・公益事業に関する計画・調査及び設計等のコンサルタント業務、並びに、施工業務のノウハウ、十分な研鑽を積み、それら業務に精通した従業員の存在、また官公庁をメインとした顧客との間に築き上げられた信頼関係であります。これらの構築のためには新技術の研究開発及び人材の確保・育成など、短期的な利益追求ではない、中長期的ビジョンに立った経営を常に行っていく必要がございます。

当社グループは、これらの企業価値の源泉を今後も継続し発展させていくことが、当社グループ全体の、ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

また、当社グループは、株主の皆様をはじめ、顧客、社会、従業員その他のステークホルダーとの関係を大切にしたい社会的存在としての企業を十分に認識し、顧客ニーズへのきめ細かな対応、コンプライアンスを尊重した企業モラルの向上こそが、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるものと確信しております。

2. 企業価値の向上に向けた取組み

当社グループは、2018年9月に2025年ビジョン及び中期経営計画を策定し、同計画における2025年の営業利益目標を4年前倒しで達成したこと、また、今後の社会のあり方が大きく変化することを踏まえまして、2022年11月に、2030年に向けたビジョン及び中期経営計画を策定し、2024年11月に一部更新いたしました。

当社グループでは、更なる成長に向け、2030年のビジョンとして、「社会価値創造企業～自らが社会を創造する担い手になる～」を定め、「革新」「変革」「挑戦」をキーワードにした基本戦略に基づき、国内・海外において事業を展開し、“社会価値創造企業”の実現に向け、国・地域とのより高い信頼関係を築き、国・地域の活力や魅力を高める事業を推進して参ります。

また、当社グループは、中期経営計画の基本方針に基づき、下記の施策を実施いたします。

(1) 事業創造・拡大

- ・事業の総合化・事業経営の推進、DXの推進により新たな社会価値を創造し、国内外における市場を拡大して参ります。
- ・重点化事業により、ナンバーワン・オンリーワンの技術やサービスを確立して参ります。
- ・国内と海外で競争力を強化し、各市場で自律的に成長し、各市場間の連携を図りながら、ワンストップで事業を推進して参ります。

(2) 人材確保・育成

- ・企業ブランドの強化による多様な人材の確保と、プロフェッショナル人材の育成を推進して参ります。
- ・グループ内外のリソースの効果的な活用等により、社会価値の更なる創造を推進して参ります。

(3) 基盤整備

- ・DXの推進により、グループ共通基盤を整備推進し、業務プロセスの変革を行い、生産性改革、働き方改革につなげます。また、サイバー攻撃に対して、外部専門家の協力のもと、高度なセキュリティ対策を推進し、盤石のIT基盤を構築して参ります。
- ・国内においては、エリアマネジメントの全国展開に併せて、マネジメント機能をもたせた拠点整備を推進いたします。また、海外においては、現地法人や、設計業務を行う現地デザインセンターなどの海外拠点の整備を推進して参ります。
- ・ポストコロナ時代のニューノーマル社会を見据え、多様な働き方に対応可能な柔軟な制度と環境の整備を推進して参ります。
- ・適切な会計処理に向けた再発防止の徹底に取り組むとともに、コンプライアンスの強化、徹底に向け、内部統制機能を強化して参ります。
- ・株主の皆様に対して、長期的に安定した利益還元を行っていくことが、経営の重要課題の一つであると認識しております。そのため、今後、上場企業として、PBR1倍以上を維持するとともに、資本効率についても高ROEを維持し、両数値の向上に取り組んで参ります。配当については、過去の連結業績の推移や今後の連結業績の見通し、配当性向・配当利回り・自己資本比率等の指標などを総合的に勘案して決定することを基本方針としております。配当性向につきましては、40%程度を目安といたします。

3. コーポレート・ガバナンスについて

当社グループは、社会環境全般から企業の事業活動に至るまで、幅広い分野において知的サービスを提供しております。経営にあたっては、「世界の人々の豊かなくらしと夢の創造」という経営理念のもと、株主の皆様をはじめ、顧客、社員やその家族など、関係する全ての人々を永続的に満足させるために、経営の透明性、効率性、企業の健全性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

当該方針に基づき、当社の取締役会は社外取締役2名を含めた7名の取締役で構成されております。また当社では、定例取締役会を月1回開催し、重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行っております。

取締役については、経営責任を明確化するため、任期を1年としております。

当社は監査役制度を採用しており、独立役員の社外監査役を2名選任し、当社の監査役会は社外監査役2名を含めた3名の監査役で構成されております。また、当社では、月1回の定例監査役会を開催するほか、取締役会への出席や重要書類の閲覧などを通じ、取締役の業務執行の監査を行うとともに、必要に応じて取締役及び使用人に対して業務の執行に関する報告を求めることとしております。常勤監査役はグループ経営会議等の重要会議にも出席しております。

内部監査については、業務執行機関と分離した独立部門として内部監査本部を設置しております。法令・諸規程の遵守や業務の適正さの点検・評価を行う内部監査を、部門ごと（子会社・関連会社を含みます。）及びテーマごとに順次行っております。内部監査本部、監査役会及び会計監査人は、定期的な情報交換・意見交換を行い、連携を密にしております。

以上のような体制をとることで監査役の機能強化を図り、経営の健全性、透明性を確保してまいります。

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 企業価値の向上及び株主共同の利益の実現

(1) 企業価値の向上及び株主共同の利益の実現に反する株式等の大量買付行為の存在

上記Ⅱのとおり、当社においては、企業価値の向上及び株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様には十分な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意などのプロセスを経ることなく、突如として株式等の大量買付行為を強行するといった動きも見受けられます。

もとより株式等の大量買付行為は、たとえそれが対象となる会社の取締役会の賛同を得ないであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上及び株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大量買付行為の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株式等を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行うものなど、企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうことが明白な、いわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

また、当社は、上記のとおり、顧客・従業員及び取引先等の利害関係者との間に培われた深い信頼関係を維持・発展させていくことをはじめ、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を継続することが、当社の中長期的な企業価値の向上、ひいては株主の皆様の利益につながるものであることを確信しております。当社株式等の大量買付者（下記2.（3）①で定義されます。）がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させる者でなければ、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることとなります。

(2) 本プラン更新の必要性

当社の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様により自由に取引いただいております。したがって、当社株式の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものでございます。

当社としては、上記(1)のような状況下でかかる大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであるか否かについて株主の皆様に適切に判断していただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。

さらに、株主の皆様にとっても、大量買付行為が当社に与える影響や、当社の顧客、取引先、従業員及びその他のステークホルダーとの関係についての方針を含む、当該大量買付者の当社経営への参画時における経営方針、事業計画等に関する情報は、継続保有を検討する際の重要な判断材料となります。また、当社取締役会が大量買付行為に対する意見を開示し、必要に応じ代替案を提示することにより、当該株主の皆様は、双方の方針、意見などを比較考量することで、大量買付行為の提案に応じるか否かを適切に判断することが可能になります。

当社取締役会は、このような考え方に立ち、本プランを継続することを決定いたしました。大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうことが明白であると判断される場合の対抗措置を定めております。

なお、現時点において、当社が大量買付行為に関する提案を受けている事実はございません。また、2025年9月30日現在における当社の大株主の状況は別添のとおりであります。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様が無償で割り当ててあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性がございます。

(2) 本プランの更新手続

本プランは、2008年8月20日開催の当社臨時株主総会による承認を受けて設定された当社現行定款第16条に基づき、同臨時株主総会による承認を得たもので、本プランの有効期間は、2025年9月期に係る定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時まででございますが、本プランの更新についても、株主の皆様の意思を適切に反映するため、同条の規定に基づき、同定時株主総会における決議によるご承認をいただくことを条件といたします。

(3) 本プランの発動に係る手続

① 対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社株式等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為の結果、

- i. 当社の株券等¹の保有者²が保有³する当社の株券等に係る株券等保有割合⁴の合計
- ii. 当社の株券等⁵の公開買付者⁶が所有⁷し又は所有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者⁸が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合⁹の合計

のいずれかが20%以上となる者（以下「特定株式保有者」といいます。）による当社株券等の買付けその他の有償の譲受け若しくはこれらに類似する行為又はその提案並びに当該行為又はその提案の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本文において同じ。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係¹⁰を樹立する行為（以下「共同協調行為」といいます。）¹¹（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りません。）といたします（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。なお、当社は、上記i又はii、共同協調行為を行う株主の株式保有の割合が20%以上となる場合、当社の経営上具体的な影響力を有することとなると考え、上記要件を設定いたしました。

1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を行います。以下別段の定めがない限り同じとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいいます。以下同じとします。
4. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。
5. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を行います。以下iiにおいて同じとします。
6. 金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者を行います。以下同じとします。
7. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいいます。以下同じとします。
8. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
9. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。
10. 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かは、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に

行うものとします。

11. 共同協調行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が特別委員会（下記④に定義されます。以下同じ。）の勧告に従って行うものとします。なお、当社取締役会は、上記共同協調行為の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

② 本プランの開示及び大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランについて株式会社東京証券取引所の定める諸規則に従って開示するとともに、当社のホームページ（<https://www.oriconhd.jp/>）に本プランを掲載いたします。

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む買付提案書を提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを特別委員会に提供するものといたします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容及び性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断するために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないことといたします。）。かかる追加情報提供の要求は、上記買付提案書受領後又はその後の追加情報受領後 10 営業日以内に行うことといたします。また追加情報の提供期間として最初の追加情報受領後から起算して最長で 30 日間の期間を設定しております。

- i. 大量買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容、及び当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）
- ii. 大量買付者及びそのグループが現に保有する当社の株券等の数、並びに買付提案書提出日前 60 日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- iii. 大量買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項、同法施行令第 14 条の 8 の 2 第 1 項、及び株式等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第 16 条に規定する重要提案行為等を意味します。）を行うこと。その他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法及び内容（大量買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、大量買付行為の対価の額及び種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性並びに大量買付行為の実行の可能性等を含みます。）
- iv. 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。）の概要
- v. 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- vi. 大量買付行為後の当社グループの経営方針、経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない 100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。）
- vii. 大量買付行為後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
- viii. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- ix. 大量買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの中長期的な企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるための施策並びに当該施策が当社及び当社グループの中長期的な企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることの根拠
- x. 当社の大量買付者以外の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- xi. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連性が存在する場合にはその内容
- xii. その他当社取締役会及び特別委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実を、また、

買付提案書又は追加情報を受領した場合はその受領の事実を、直ちに株主の皆様の開示いたします。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、その全部又は一部につき株主の皆様には速やかに情報開示を行います。

③ 当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書に記載される本必要情報につき、株主の皆様が買収の是非を適切に判断するために必要な水準を満たすものであると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。）、その旨並びに下記記載の取締役会評価期間の始期及び終期を、直ちに大量買付者及び特別委員会に通知し、株主の皆様に対する情報開示を法令等に従って適時・適切に行います。当社取締役会は、原則として、当該大量買付者による大量買付行為が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全株式等の買付け等の場合には大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から 60 日以内、その他の方法による場合は 90 日以内（以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記④に定める特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時・適切に株主の皆様へ公表いたします。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

④ 特別委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が進行されたか否か、並びに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することといたします。特別委員会は、3 名以上 5 名以下の委員により構成され、当社の業務執行を行う経営陣から独立している者として特別委員会規則に定める条件を満たす者の中から当社取締役会が選任するものといたします。本プラン更新時の特別委員会の委員には、町田英之氏、加藤正憲氏、及び野中英匡氏の合計 3 名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、(別紙 1)「特別委員会委員の氏名及び略歴」に記載のとおりであり、特別委員会規則の概要は、(別紙 2)「特別委員会規則の概要」に記載のとおりです。また、特別委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様へ情報開示を行います。

⑤ 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることといたします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得た上で、当社取締役会全員の一致により発動の決議をすることといたします。

当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様へ情報開示を行います。

当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、当該大量買付者及び当該大量買付行為の具体的内容並びに当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものといたします。

なお、下記⑥ i 及び ii に記載のとおり、当社取締役会が大量買付行為の内容、大量買付者から提供された情報の内容、時間的余裕等の諸般の事情を考慮の上、取締役会評価期間中に株主の皆様意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令等に照らして適切であると判断した場合には、特別委員会への諮問に代えて当社の株主の皆様意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくこともできるものといたします。

⑥ 対抗措置の発動の条件

i. 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行い又は行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わず大量買付行為を行い又は行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保又は向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

なお、かかる場合であっても、当社取締役会が大量買付行為の内容、大量買付者から提供された情報の内容、時間的余裕等の諸般の事情を考慮の上、取締役会評価期間中に株主の皆様の意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令等に照らして適切であると判断した場合には、特別委員会への諮問に代えて株主意思確認株主総会を開催することができるものといたします。当社取締役会は、株主意思確認株主総会が開催された場合には、対抗措置の発動について当該株主意思確認株主総会の決議に従うものいたします。

ii. 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものであると認めた場合には、取締役会評価期間の開始又は終了にかかわらず、当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがございます。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものに該当するものと考えます。

- (i) 当社側に対して高値買取要求を狙う買取である場合
- (ii) 重要な資産・技術情報等を廉価に取得するなど、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買取である場合
- (iii) 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買取である場合
- (iv) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買取である場合
- (v) 当社の株式等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切な買取である場合
- (vi) 強圧的二段階買取（最初の買付けで全株式等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行う）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれがある買取である場合
- (vii) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買取である場合
 - a. 当社の企業価値及び株主共同の利益を害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
 - b. 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益が害されることを回避することができないか又はそのおそれがある場合

ただし、当社取締役会が大量買付行為の内容、大量買付者から提供された情報の内容等の諸般の事情を考慮の上、当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合であっても、かつ、法令等に照らして、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のために適切であると判断した場合には、特別委員会への諮問に代えて株主意思確認株主総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものといたします。当社取締役会は、株主意思確認株主総会が開催された場合には、対抗措置の発動について当該株主意思確認株主総会の決議に従うものいたします。

⑦ 当社取締役会による対抗措置の発動・不発動に関する決定

当社取締役会は、上記⑥ i 又は ii のいずれの場合も、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動又は不発動に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知（不発動の決定に係る通知を、以下「不発動決定通知」といいます。）し、株主の皆様に対する情報開示を行います。大量買付者は、取締役会評価期間経過後又は当社取締役会から不発動決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。また、株主意思確認株主総会を開催する場合は、大量買付者は、株主意思確認株主総会における対抗措置の発動承認議案の否決及び当該株主総会の終結後に大量買付行為を開始することができるものいたします。当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大量買付行為に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

⑧ 当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を発動すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて特別委員会に諮問した上で再度審議を行い、特別委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動又は中止に関する決定を行うことができます。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様に対する情報開示を行います。

(4) 対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、(別紙3)「新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して当社普通株式1株が交付されます。

ただし、特定株式保有者及びその関係者は、本新株予約権を行使することができないものいたします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で特定株式保有者及びその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。

なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を発動した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時に株主の皆様に対する情報開示を行います。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から2028年12月開催予定の2028年9月期に係る定時株主総会の終結の時までといたします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものいたします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて特別委員会の意見を踏まえた上で、本プランの技術的な修正又は変更を行う場合がございます。

なお、本プランは2025年11月21日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以降、法令の新設又は改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることいたします。

本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

また、2025年9月期に係る定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの継続、又は新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

3. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの更新時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの更新時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の法的権利又は経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)②に記載の手續により、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがございます。当社がかかる取得の手續を行った場合、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その保有する株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し又は無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性がございます。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、特定株式保有者及びその関係者の法的権利又は経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、特定株式保有者及びその関係者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使又は本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様は株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社株式の記録が行われるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

(4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手續等

① 本新株予約権の行使の手續

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除きます。）等の必要事項並びに株主自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものといたします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個あたり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株（対象株式数の調整があった場合には、調整後の株数）の当社普通株式が交付されることとなります。なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点に、ご注意ください。

② 当社による本新株予約権の取得の手續

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手續に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項ごとに、取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得いたします。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様は交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者又はその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがございます。

上記のほか、割当方法、行使の方法及び当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が決定された後、株主の皆様に対して開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

Ⅳ 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

本プランは、以下の理由により、上記Ⅰの基本方針の実現に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しております。また企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、東京証券取引所が2015年6月1日に導入し、2018年6月1日及び2021年6月11日にそれぞれ改訂された「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」及び経済産業省に設置された公正な買収の在り方に関する研究会が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の定める3つの原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）等の趣旨を踏まえた内容となっております。

2. 企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上を目的として導入されていること

本プランは、上記Ⅲに記載のとおり、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保又は向上することを目的として更新されるものです。

3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、更新にあたり株主の皆様を適切に反映させる機会を確保するため、本定時株主総会において株主の皆様への承認をいただくことを条件として更新されます。本定時株主総会において、本プランを承認する議案をお諮りし、かかる議案が承認されない場合、本プランは更新されません。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

4. 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、上記Ⅲ 2. (3)④に記載のとおり、本プランの更新にあたり、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置いたします。

当社取締役会が特別委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様へ情報開示を行うこととされており、当社の企業価値及び株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ 2. (3)に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

6. 独立した地位にある第三者の助言の取得

本プランは、上記Ⅲ 2. (3)③ないしⅢ 2. (3)⑤に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会及び特別委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされております。これにより、取締役会及び特別委員会による判断の公正性及び合理性がより強く担保される仕組みが確保されております。

7. デッドハンド型やスローハンド型の対応方針ではないこと

上記Ⅲ 2. (5)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型の対応方針ではありません。また、当社はいわゆる期差任期制

を採用していないため、本プランは、スローハンド型の対応方針（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する対応方針）でもありません。

(別紙1)

特別委員会委員の氏名及び略歴

本プラン更新当初の特別委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

町田 英之

略歴：1994年4月 東京海上火災保険株式会社（現 東京海上日動火災保険株式会社） 入社
2001年10月 ブライスウォーターハウスクーパース税務事務所（現 PwC 税理士法人）入所
2005年2月 公認会計士登録
2005年10月 アルトグローバルインベストメント株式会社入社
2008年1月 オリックス株式会社入社
2013年4月 独立行政法人国際協力機構入構
2015年11月 RAI パートナーズ株式会社設立 代表取締役（現任）
2016年1月 税理士登録
2016年1月 町田公認会計士・税理士事務所開設
2016年12月 当社 社外監査役（現任）
2023年10月 Be Doctor Consulting 株式会社 社外監査役（現任）

加藤 正憲

略歴：1995年10月 太田昭和監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所
2002年4月 公認会計士登録
2003年2月 株式会社 KPMG FAS 入社
2012年10月 加藤公認会計士事務所開設（現任）
2014年10月 エムケーアソシエイツ合同会社 代表社員（現任）
2017年6月 ベスカ株式会社 監査役（現任）
2018年3月 ディエスヴィ・エアーシー株式会社 監査役（現任）
2018年10月 株式会社シフトライフ 監査役（現任）
2019年6月 株式会社廣済堂（現 株式会社広済堂ホールディングス） 監査役（現任）
2020年6月 株式会社ナカヨ 取締役監査等委員
2022年10月 株式会社三ツ星 取締役監査等委員（現任）
2025年3月 ラオックスホールディングス株式会社 監査役（現任）

野中 英匡

略歴：2010年12月 弁護士登録
2010年12月 東京富士法律事務所 入所
2018年1月 東京富士法律事務所 パートナー（現任）
2018年5月 医療法人社団青雲会 監事（現任）

特別委員会規則の概要

- 第1条 当社は、当社株式等の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針、以下「本プラン」という。）の導入に伴い、特別委員会を設置する。特別委員会は、取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性及び中立性の確保に資することを目的とする。
- 第2条 特別委員会の委員は、3名以上5名以下とし、以下の条件を満たした者の中から選任する。選任された委員は、就任にあたり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結する。
- ① 現在又は過去において当社、当社の子会社又は関連会社（以下併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ。）又は監査役（社外監査役を除く。以下同じ。）等となったことがない者
 - ② 現在又は過去における当社等の取締役又は監査役等の一定範囲の親族でない者
 - ③ 当社等と現に取引のある金融機関において、過去3年間取締役又は監査役等となったことがない者
 - ④ 当社等との間で一定程度以上の取引がある取引先において、過去3年間取締役又は監査役等でない者
 - ⑤ 当社等との取引先ではなく、当社等との間に特別の利害関係のない者
 - ⑥ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者）
- 2 委員の選任及び解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。
- 3 委員の任期は、2025年9月期に係る定時株主総会の終結の時（ただし、本プランの期間中に選任された委員については、選任の時）から、2028年9月期に係る定時株主総会の終結の時までとする。
- 第3条 特別委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。
- ① 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
 - ② 買付提案の内容が当社の企業価値及び株主共同の利益を害するか否かの決定並びに対抗措置の発動又は不発動
 - ③ 対抗措置の中止
 - ④ ①ないし③のほか、本プランにおいて特別委員会が権限を与えられた事項
 - ⑤ 本プランに関して取締役会が特別委員会に諮問した事項
 - ⑥ 取締役会が、別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項
- 第4条 特別委員会の決議は、原則として委員の全員が出席し、出席委員の過半数をもって行う。
- 第5条 特別委員会は、当社の費用で、独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- 第6条 取締役会は、その決議により、特別委員会を招集することができる。
- 第7条 取締役会は、特別委員会が審議を行うにあたって必要であると認める場合には、取締役1名を特別委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう特別委員会に求めることができる。
- 第8条 特別委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由及びその根拠を説明しなければならない。

新株予約権の要項

1. 割当対象株主

本要項記載の新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会（以下、「本新株予約権無償割当て決議」という。）において定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式 1 株につき新株予約権 1 個以上で定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

2. 発行する新株予約権の総数

割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

① 新株予約権の目的である株式の種類

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

② 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権 1 個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は 1 株とする。

ただし、第 5 項により対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。

5. 新株予約権の目的である株式の数の調整

① 当社が、割当期日後、当社株式の分割若しくは併合又は合併若しくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。

② 対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨及びその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数及びその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知又は定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに上記の通知又は公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の払込金額

無償とする。

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価額（以下「行使価額」という。）は、1 円とする。

8. 新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において定める日を初日（以下「行使期間開始日」という。）とし、本新株予約権無償割当て決議において定める期間とする。ただし、第 10 項に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当社が当該取得を通知又は公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。

9. 新株予約権の行使の条件

① 本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り、以下に定める意味を有するものとする。

a. 「特定株式保有者」とは、当社の株券等の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為の結果、

Ⅰ 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計

Ⅱ 当社の株券等の当該公開買付者が所有し又は所有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計

のいずれかが、20%以上となる者をいう。

b. a. Ⅰにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいう。

以下別段の定めがない限り同じ。a. Ⅱにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいう。

- c. 「保有者」とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者とみなされる者を含む。
- d. 「保有」とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する保有をいう。
- e. 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいう。
- f. 「公開買付者」とは、金融商品取引法第 27 条の 3 第 2 項に規定する公開買付者をいう。
- g. 「所有」とは、金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する所有をいう。
- h. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除く。
- i. 「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいう。

② 以下に定める者は新株予約権を行使することができない。

特定株式保有者、その共同保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、若しくはその特別関係者又はこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配され若しくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者（ただし、その者が当社の株券等取得又は保有することが当社の企業価値及び株主共同の利益を害しないと当社取締役会が認めた者は、これに該当しないこととする。）

③ 上記②の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。

④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

10. 当社による新株予約権の取得

① 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日）の翌日以降、行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。

② 当社は、第 8 項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、第 9 項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。

11. 新株予約権の行使又は当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使

当社が定める基準日後に、新株予約権の行使又は当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。

12. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。

13. 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の場合における新株予約権の交付及びその条件

本新株予約権無償割当て決議において決定する。

14. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は、発行しない。

15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、本新株予約権無償割当て決議において定める額とする。

16. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除く。）等の必要事項並びに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載してこれに記名捺印した上、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法及びその関連法規（日本証券業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を第 8 項に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る

新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。

17. 新株予約権行使の効力発生時期等

新株予約権の行使の効力は、第 16 項の行使請求書及び添付書類が払込取扱場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所に入金された時に生じるものとする。

18. 法令の改正等

新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正又は廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正又は廃止の趣旨及び文言を勘案の上、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

以 上

(ご参考)

I 当社株式の状況 (2025 年 9 月 30 日現在)

発行可能株式総数 20,000,000 株

(注) 会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 10 月 1 日付で当社定款第 6 条の発行可能株式総数を変更し、発行可能株式総数は 20,000,000 株増加し、40,000,000 株となりました。

発行済株式の総数 6,169,420 株 (自己株式 75,500 株を含む。)

(注) 1. 譲渡制限付株式報酬による新株発行により、発行済株式の総数は 14,200 株増加しております。

2. 当社は、2025 年 10 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行いました。これにより、発行済株式総数は 6,169,420 株増加し、12,338,840 株となりました。

株主数 4,034 名

大株主 (上位 10 名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
オリエンタルコンサルタンツホールディングス 社 員 持 株 会	1,171,610	19.2
パシフィックコンサルタンツ 株 式 会 社	335,100	5.4
住 友 不 動 産 株 式 会 社	292,600	4.8
オリエンタル白石株式会社	250,000	4.1
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	223,600	3.6
平 野 利 一	180,000	2.9
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	152,000	2.4
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	140,000	2.2
大 樹 生 命 保 険 株 式 会 社	140,000	2.2
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	140,000	2.2

(注) 1. 持株比率は小数点第 2 位以下を切り捨てて記載しております。

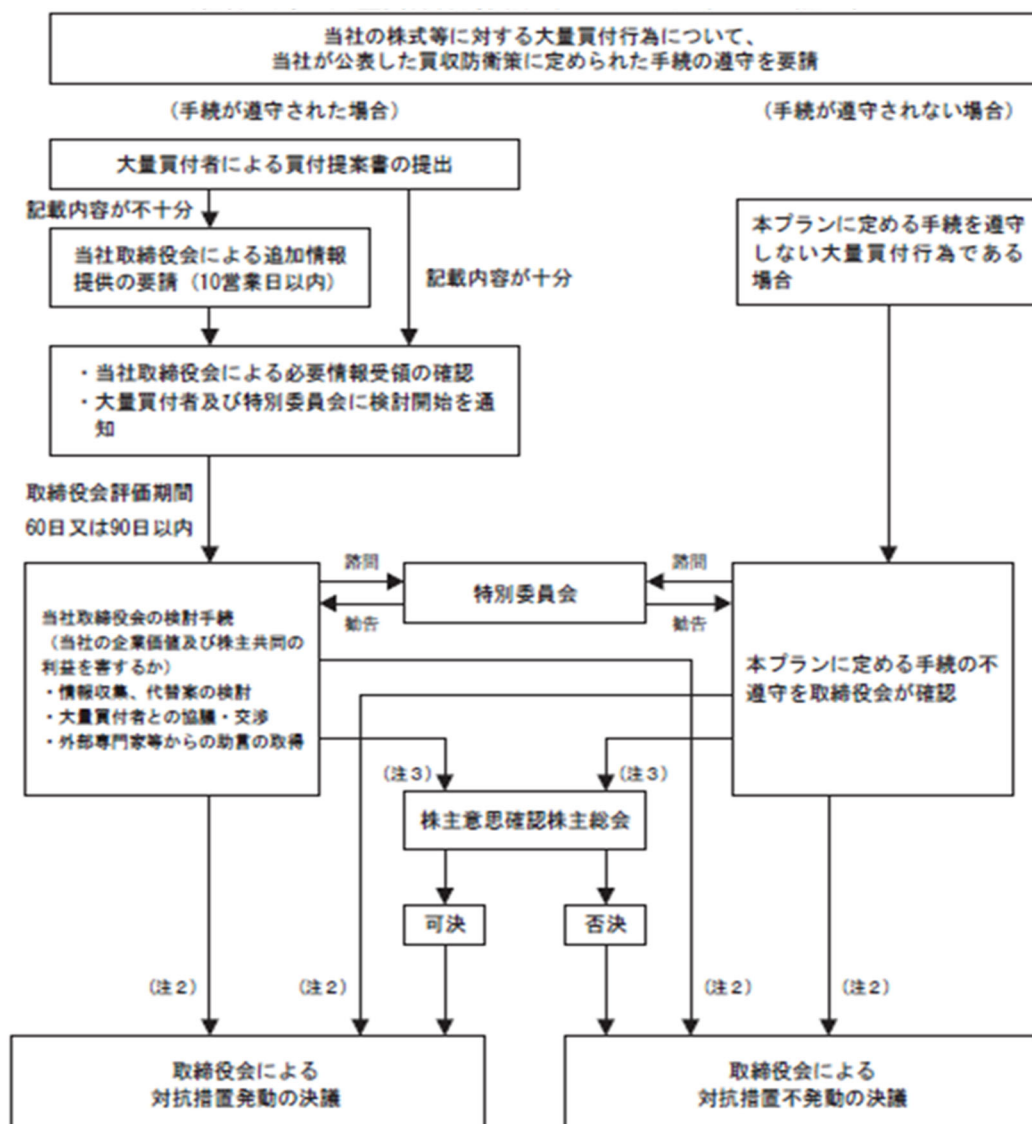
2. 持株比率は自己株式 153,100 株を控除して算定しております。

3. 当社は、従業員持株会信託型 ESOP を導入しております。当該信託の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が所有する当社株式 77,600 株は、上記の自己株式に含めておりません。

以 上

II 大量買付行為開始時のフローチャート

当社株式等の大量買付行為開始時のフローチャート（注1）



（注1）本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

（注2）当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重して決議を行います。

（注3）当社取締役会が大量買付行為の内容、大量買付者から提供された情報の内容、時間的余裕等の諸般の事情を考慮の上、取締役会評価期間中に株主の皆様の意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令等に照らして適切であると判断した場合には、特別委員会への諮問に代えて当社の株主の皆様の意思を確認するための株主意思確認株主総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくこともできるものといたします。

以 上